

生涯学習のための欧州資格認定フレームワークの制定に関するヨーロッパ議会／理事会勧告

欧州共通資格認定フレームワークと安全衛生マネージャー資格認定の発足 添付資料

原資料の題名と所在

生涯学習のための欧州資格認定フレームワークの制定に関するヨーロッパ議会／理事会勧告
2008年4月23日(2008/C 111/01)

RECOMMENDATION OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 23 April 2008 on the establishment of the European Qualifications Framework for lifelong learning (Text with EEA relevance)(2008/C 111/01)

<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:C:2008:111:0001:0007:EN:PDF>

付属書 I 用語の定義

以下の用語の定義が勧告の目的のために適用される。

- (a)「資格認定」“qualification”とは、個人が該当する基準に示された学習成果に到達したことを権限を有する機関が決定する手続きによる公式な結果を意味する。
- (b)「国の資格認定システム」“national qualifications system”とは、加盟各国における労働市場と市民社会における教育と訓練にリンクした学習の認知他のメカニズムに関する活動のあらゆる面を意味する。これには、資格認定に関する質の保証、評価および授与に関連した制度上の仕組みと手順の開発と実施が含まれる。国の資格認定システムは、いくつかのサブシステムから構成され、その国の全体の資格認定フレームワークに含まれることがある。
- (c)「国の資格認定フレームワーク」“national qualifications framework”とは、到達した特定の学習レベルの一連の基準に沿って資格認定の等級区分を行う手段を意味する。この目的は、国の資格認定サブシステムの統合と調和および労働市場と市民社会との関連における資格認定制度の透明性、利便性、発展および質の向上を目的とするものである。
- (d)「部門」“sector”とは、それぞれの経済機能、製品、サービスまたは技術に基づいた主な専門的活動の区分けを意味する。
- (e)「国際間部門別組織」“international sectoral organisation”とは、各国の諸部門の利害を代表する例えば事業者および専門家の機関を含む各国の組織から構成される組織を意味する。
- (f)「学習成果」“learning outcomes”とは、学習者が学習過程を修了したとき、学習者が何を知り、理解し、何ができるかを意味し、知識、技能および能力について定義される。
- (g)「知識」“knowledge”とは、学習により得られた情報の同化の結果を意味し、該当分野の業務に関する事実、原理、理論および実務の実体である。本資格認定フレームワークにおいて、知識は理論と実務について定義される。
- (h)「技能」“skills”とは、職務を達成し、問題を解決するために知識を適用して、ノウハウを用いる能力を意味する。本資格認定フレームワークにおいて、技能は認知(論理的、直感的、創造的な思考を含む)および実技(手先の巧緻さならびに手段、材料、工具および機器の使い方を含む)について定義される。
- (i)「能力」“competence”とは、業務の遂行および専門的と個人的な発展における知識、技能および個人的、社会的、方法論的手腕を使用することができる能力を意味する。本資格認定フレームワークにおいて、能力は責任と自主性について定義される。

付属書Ⅱ ヨーロッパ資格認定フレームワーク(EQF)における各レベルの定義

8つのレベルは、それぞれの資格認定システムにおける該当するレベルに関する学習成果を示す記述によって定義される。

		知識	技能	能力
		EQF において、知識は、理論および実務について定義される。	EQFにおいて、技能は、認知(論理的、直感的、創造的な思考を含む)および実技(手先の巧緻さならびに手段、材料、工具および機器の使い方を含む)について定義される。	EQFにおいて、能力は、責任と自主性について定義される。
レベル1	Level1 に相当する学習成果	・基本的一般知識	・単純な職務の遂行に必要な基本的能力	・直接監督下の組織内業務
レベル2	Level2 に相当する学習成果	・該当分野の業務に関する基本的実務知識	・簡単な規則と工具を用い、日常的問題を解決しつつ職務を遂行するための情報を利用できる基本的な認知と実務の技能	・部分的な自主性のある監督下の業務
レベル3	Level3 に相当する学習成果	・該当分野の業務に関する実務、原理、プロセスおよび一般概念の知識	・基本的な方法、工具、材料および情報を選択し、応用することによる職務の遂行と問題解決に必要な範囲の認知と実務の技能	・職務を遂行するための責任を持つ。 ・問題解決のために自己の行動を状況に適合させる。
レベル4	Level4 に相当する学習成果	・該当分野の業務に関する実務および理論上の知識	・該当分野の業務における特定の問題解決に必要な範囲の認知と実務の技能	・予測が通常できるが、変化の起こりやすい業務における指針に沿った自己マネジメントの実行 ・他の者の通常業務を監督し、業務の評価と改善に対して責任を持つことができる。
レベル5 *	Level5 に相当する学習成果	・該当分野の業務に関する包括的、専門、実務および理論上の知識ならびにその限界に対する認識	・問題点の抽出と創造的解決策の開発に必要な範囲の包括的な認知と実務の技能	・予測困難な変化が起こる業務活動におけるマネジメントと監督の遂行 ・自己および他者の達成状況の点検と発展

レベル6 **	Level6 に相当する学習成果	・該当分野の業務に関する高度の知識。理論と原理についての重要な理解を含む。	・特別な分野の業務における複雑で予測困難な問題の解決に必要な熟達した革新的、高度の技能	・予測困難な業務における意志決定に対して責任を持ち、複雑な技術的または専門的活動をマネジメントする。 ・個人およびグループの専門的發展に対するマネジメントに責任を持つ。
レベル7 ***	Level7 に相当する学習成果	・高度の専門的知識。該当分野に関する独創的思考と調査研究を産み出す基礎となる最先端の知識を含む。 ・該当分野と他の異分野間の境界の問題に関する重要な自覚	・専門的な問題を解決する技能。新しい知識と行動の發展のための研究と革新および異分野間の知識の統合に必要な内容を含む。	・複雑で予測が困難な新しい戦略による取り組みを必要とする業務のマネジメントおよび革新 ・専門的知識と実務への貢献およびチームの戦略的な達成度の検討に責任を持つ。
レベル8 ****	Level8 に相当する学習成果	・該当分野における業務に関する最も高度な知識および異分野間の境界に関する知識	・最先端の専門的技能と技術。研究と革新における重大な問題解決のための分析と評価および既存の知識と専門的な実務の發展と見直しを含む。	・相当なる権威、革新、主体的、学究的、専門的な品位を有すること および最先端における新しい発想とプロセスの發展への持続的貢献

* の説明については省略